

(別添 1)

○ 精神科病院に対する指導監督等の徹底について（平成 10 年 3 月 3 日 障第 113 号・健政発第 232 号・医薬発第 176 号・社援第 491 号厚生省大臣官
房障害保健福祉部長・厚生省健康政策局長・厚生省医薬安全局長・厚生省社会・援護局長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後		現 行	
一部改正	障 第 1 1 3 号 健 政 発 第 2 3 2 号 医 薬 発 第 1 7 6 号 社 援 第 4 9 1 号 平成10年 3 月 3 日	一部改正	障 第 1 1 3 号 健 政 発 第 2 3 2 号 医 薬 発 第 1 7 6 号 社 援 第 4 9 1 号 平成10年 3 月 3 日
	障 第 2 1 8 号 健 政 発 第 3 6 3 号 医 薬 発 第 3 3 8 号 社 援 第 7 6 4 号 平成12年 3 月 29 日		障 第 2 1 8 号 健 政 発 第 3 6 3 号 医 薬 発 第 3 3 8 号 社 援 第 7 6 4 号 平成12年 3 月 29 日
	一部改正 障 発 第 3 3 5 号 平成13年 8 月 6 日		一部改正 障 発 第 3 3 5 号 平成13年 8 月 6 日
	一部改正 医政発第0929012号 社援発第0929001号 平成18年 9 月 29 日		一部改正 医政発第0929012号 社援発第0929001号 平成18年 9 月 29 日
	一部改正 障 発 第 1 2 2 2 0 0 3 号 平成18年12月 22 日		一部改正 障 発 第 1 2 2 2 0 0 3 号 平成18年12月 22 日
	一部改正 障 発 第 0 5 2 6 0 0 3 号 平成20年 5 月 26 日		一部改正 障 発 第 0 5 2 6 0 0 3 号 平成20年 5 月 26 日
	一部改正 障 発 0 4 2 6 第 6 号 平成25年 4 月 26 日		一部改正 障 発 0 4 2 6 第 6 号 平成25年 4 月 26 日
	一部改正 障 発 0 3 1 1 第 6 号 平成26年 3 月 11 日		
各 都道府県知事 殿 指定都市市長		各 都道府県知事 殿 指定都市市長	
	厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚生省健康政策局長 厚生省医薬安全局長 厚生省社会・援護局長		厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚生省健康政策局長 厚生省医薬安全局長 厚生省社会・援護局長
精神科病院に対する指導監督等の徹底について		精神科病院に対する指導監督等の徹底について	

(略)

記

1 (略)

2 入院制度等の適正な運用について

(略)

(1) 措置入院制度について

ア 入院手続について

入院に当たっては、精神保健指定医2名以上の診察により適切に行い、その診察を行う際には、後見人又は保佐人、親権を行う者、配偶者その他現に本人の保護の任に当たっている者の立ち会いが可能であるので、これらの者に診察の通知を行うとともに、入院措置を採る場合には、法第29条第3項に基づく書面告知を患者に対して行うこと。

(略)

イ 通報申請等の取扱いについて

法第22条から第26条の3までの規定による通報申請等がなされた場合においては、速やかに法第27条の規定による所要の措置を講ずること。

ウ～カ (略)

キ 退院手続について

(略)

また、措置入院患者を退院させるに当たっては、医療機関、保健所、福祉事務所等との連携を密にし、その後の医療、保護及び社会復帰に支障が生じないように十分配慮すること。

(2) 医療保護入院制度について

ア 入院手続について

病院管理者は、入院の要否について法第20条の規定による入院が行われる状態にないことを必ず精神保健指定医に判断させるとともに、入院に際しての同意者に所定の様式に基づく同意書を提出させることにより、当該同意者が家族等（法第33条第2項に規定する家族等をいう。以下同じ。）のうちいずれかの者であることを確認するよう指導すること。

また、市町村長同意の場合において迅速な対応がなされるよう日頃から市町村長との連携を密にしておくこと。

(略)

記

1 (略)

2 入院制度等の適正な運用について

(略)

(1) 措置入院制度について

ア 入院手続について

入院に当たっては、精神保健指定医2名以上の診察により適切に行い、その診察を行う際には、保護者等の立ち会いが必要となるので、保護者等の所在を確認し、診察の通知を行うとともに、入院措置を採る場合には、法第29条第3項に基づく書面告知を患者に対して行うこと。

(略)

イ 通報申請等の取扱いについて

法第23条から第26条の2までの規定による通報申請等がなされた場合においては、速やかに法第27条の規定による所要の措置を講ずること。

ウ～カ (略)

キ 退院手続について

(略)

また、措置入院患者を退院させるに当たっては、保護者との連絡や医療機関、保健所、福祉事務所等との連携を密にし、その後の医療、保護及び社会復帰に支障が生じないように十分配慮すること。

(2) 医療保護入院制度について

ア 入院手続について

病院管理者は、入院の要否について法第22条の3の規定による入院が行われる状態にないことを必ず精神保健指定医に判断させるとともに、入院に際しての同意者が配偶者又は親権者以外の扶養義務者である場合には、家庭裁判所の選任を受けた者であることを確認するよう指導すること。

また、扶養義務者の同意による入院については、四週間以内に家庭裁判所の選任を受け選任書を速やかに送付するよう指導すること。なお、家庭裁判所の選任がやむを得ず遅れる場合には、選任が行われるまでの間は市町村長が保護者となるので、市町村長の同意を得るよう病院管理者に指導するとともに、かかる場合において迅速な対応がなされるよう日頃から市町村長

なお、同意者となった市町村長においては、入院後面会して患者の病状を把握するとともに、市町村の担当者への連絡先、連絡方法を患者に伝えるよう指導すること。

イ 届出について

法第33条第7項の規定に基づく届出については、必ず法定の10日以内に行われるよう指導するとともに、選任された退院後生活環境相談員や医療保護入院による推定される入院期間について記載した入院診療計画書を添付させ、また、入院に際しての同意者が家庭裁判所により選任された者であるときは届出書に選任書の写しを添付させること。

(略)

ウ 退院促進措置について

法第33条の4に基づく退院後生活環境相談員については、その一覧を作成し、適切な資格を有する者が退院後生活環境相談員として選任されているか確認すること。

医療保護入院者退院支援委員会については、開催が必要な入院者に対して適切に委員会の審議が行われているかについて確認すること。

エ 病状報告について

(略)

また、平成26年4月1日以降の医療保護入院による入院者についての最初の定期病状報告時には、医療保護入院者退院支援委員会審議記録が添付されているか確認すること。

さらに、平成26年4月1日以降の入院者については、1年以上の入院の必要性について具体的な理由の記載があるか確認すること。

オ 退院手続について

(略)

また、医療保護入院患者の退院に当たっては、病院管理者が医療機関、保健所、福祉事務所等との連携を十分に行い、退院後の患者の医療、保護及び社会復帰に支障が生じないよう指導すること。

(3)～(5) (略)

(6) 精神医療審査会について

ア・イ (略)

ウ 精神科病院に入院中の者又はその家族等（その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合にあっては、その者の居住地を管轄する市町村長）から退院請求又は処遇改善請求があったときは、速やかに請求に関する審査

との連携を密にしておくこと。

なお、保護者となった市町村長においては、患者の病状を常に把握するとともに、退院後のフォローアップについても十分に配慮するよう指導すること。

イ 届出について

法第33条第7項の規定に基づく届出については、必ず法定の10日以内に行われるよう指導するとともに、入院に際しての同意者が家庭裁判所により選任された者であるときは届出書に選任書の写しを添付させること。

(略)

ウ 病状報告について

(略)

エ 退院手続について

(略)

また、医療保護入院患者の退院に当たっては、病院管理者が保護者や医療機関、保健所、福祉事務所等との連携を十分に行い、退院後の患者の医療、保護及び社会復帰に支障が生じないよう指導すること。

(3)～(5) (略)

(6) 精神医療審査会について

ア・イ (略)

ウ 精神科病院に入院中の者又は保護者から退院請求又は処遇改善請求があったときは、速やかに請求に関する審査を行い、都道府県知事及び指定都市市長においては、請求者に対し、遅滞なく審査結果を通知するようにすること。

を行い、都道府県知事及び指定都市市長においては、請求者に対し、遅滞なく審査結果を通知するようにすること。

エ (略)

オ 審査会の運営については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する精神医療審査会について（平成12年3月28日障第209号本職通知）の別添「精神医療審査会運営マニュアル」の考え方に沿って適切な運営を図ること。

3～8 (略)

別記様式1

精神科病院実地指導結果報告書

(略)		
その他	名（うち常勤 名、非常勤 名）	
退院後生活環境 相談員 （上記記載の従 事者の再掲とす る）	名（うち常勤 名、非常勤 名）	
	常勤・非常勤の別	資 格
(略)		

別記様式2

精神科病院実地指導結果総括表

(略)					
〇〇病院－①		全体			
			名		
		うち本庁職員			
			名		
		うち保健所職員			
うち精神保健指定医			名		
		名			
(略)					

(略)

別記様式3

精神科病院実地指導結果集計表
都道府県・指定都市名

(略)

エ (略)

オ 審査会の運営については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する精神医療審査会について（平成12年3月28日障第209号本職通知）の別添「精神医療審査会マニュアル」の考え方に沿って適切な運営を図ること。

3～8 (略)

別記様式1

精神科病院実地指導結果報告書

(略)	
その他	名（うち常勤 名、非常勤 名）
(略)	

別記様式2

精神科病院実地指導結果総括表

(略)					
〇〇病院－①		全体			
			名		
		うち本庁職員			
			名		
		うち保健所職員			
うち <u>精神指定医</u>			名		
			名		
			名		
(略)					

(略)

別記様式3

精神科病院実地指導結果集計表
都道府県名

(略)